

建設業離職者 雇用開発助成金のご案内

民間の建設投資が低迷する中、公共工事費についても減少していくことが見込まれていることから、建設業者の倒産や建設業から多くの離職者が発生することが懸念されています。

建設業離職者雇用開発助成金は、建設業に従事していた方を新たに雇い入れた建設業以外の事業主に対し支援を行い、建設業離職者の再就職を促進する助成金です。

雇い入れた場合に助成対象となる労働者

○雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満

○次のいずれかに該当

- ・雇入れ前1年間のうち、6か月間以上、建設事業を行う事業所において建設事業に従事していた
- ・雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

※ハローワーク等の紹介により、雇用保険の一般被保険者(短時間労働者を除く)として雇い入れ、助成金の支給対象期間(1年間)及び期間経過後も引き続き雇用することが必要です。

助成金の支給額

※雇入れ1人につき

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業 以外の企業	25万円	25万円	50万円

1 受給できる事業主の方

次のすべてに該当する事業主の方が建設業離職者雇用開発助成金を受給することができます。

①雇用保険の適用事業主であること。



チェックしてみましょう

②建設事業を営んでいないこと。

③助成金の支給対象となる労働者（以下対象労働者とする。）を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介により、平成22年2月8日から平成23年3月31日までの間に、一般被保険者（1週間の所定労働時間30時間未満の労働者を除く。）として雇い入れる事業主であること。

④対象労働者を助成金の支給対象期間（1年間）及び期間経過後も引き続き雇用することが確実であると認められること。

⑤対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨等退職を含む。）をしていないこと。

⑥対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に倒産や解雇など特定受給資格者となる離職理由の被保険者数が、対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない（特定受給資格者となる離職理由の被保険者が3人以下の場合を除く。）こと。

⑦対象労働者の出勤状況及び賃金の支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備、保管し速やかに提出する事業主であること。

2 対象となる労働者

次のすべてに該当する労働者の方が建設業離職者雇用開発助成金の対象となります。

①雇入れ日の満年齢が45歳以上60歳未満

②雇入れ前1年間公共職業訓練等又は緊急人材育成支援事業による基金訓練を受講していない

※ 建設業を行う事業所において事務あるいは営業等を担当していた方も本助成金の対象となります。

③以下のいずれかに該当する方であること

イ 雇入れ前1年間のうち、6か月間以上、建設事業を行う事業所において

建設事業に従事していた（複数の事業所で建設事業に従事した場合は、その期間の合計）建設事業に従事した事業所（1か所まで可）に係る雇入通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる資料が必要です。

ロ 雇入れ前1年間のうち、建設事業を行っていた個人事業主又は同居の親族のみを使用する事業主であった

建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等建設事業を行っていたことがわかる資料が必要です。

3 その他の支給条件

次のすべてに該当することが受給の要件となります。

- ①対象労働者は公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介以前に、雇用の内定があった者ではないこと。
- ②対象労働者に対して、雇入れ日の前日から過去3年間に職場適応訓練を受けさせたことがないこと。
- ③雇入れ日の前日から過去3年間に対象労働者を雇用関係、出向、派遣又は請負により当該雇入れに係る事業所において就労させたことがないこと。
- ④対象労働者が雇入れ日の前日から過去1年間に雇い入れた事業主と資本金的・経済的・組織的に密接な関連性のある事業所で就労していないこと。
- ⑤対象労働者に対して賃金を支払期日に支払っていること。
- ⑥公共職業安定所又は有料・無料職業紹介事業者の紹介時点と異なる条件で雇い入れた場合で、対象労働者に対して労働条件に関する不利益又は違法行為があり、かつ、当該対象労働者から求人条件が異なることについての申出があったものではないこと。
- ⑦助成金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれの保険年度にも、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していること。
- ⑧不正行為により、本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金等の不支給措置が執られていないこと。
- ⑨労働関係法令の違反を行っていないこと。

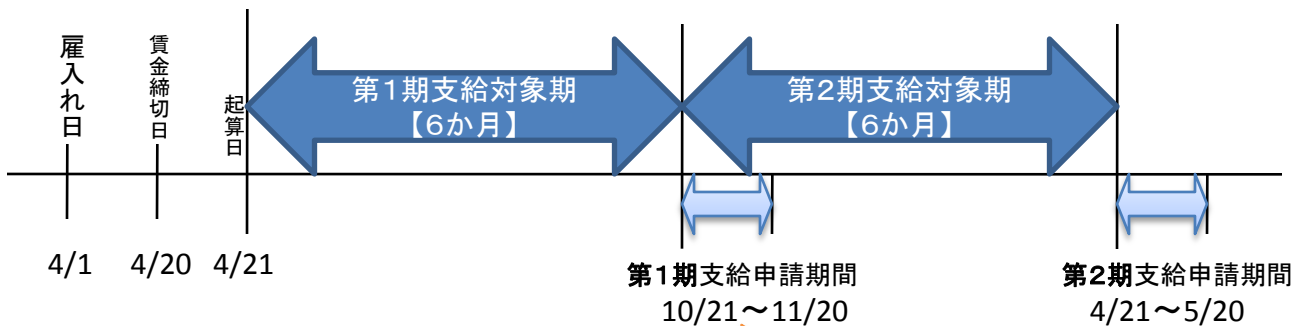
！注意！

この他にも、助成金受給のための要件がございます。ご不明な点等については管轄の労働局(職業安定部)へお問い合わせください。



4 受給のための手続き

(例)対象労働者を4月1日に雇い入れた(賃金締切日4月20日)場合



受給手続きの流れ

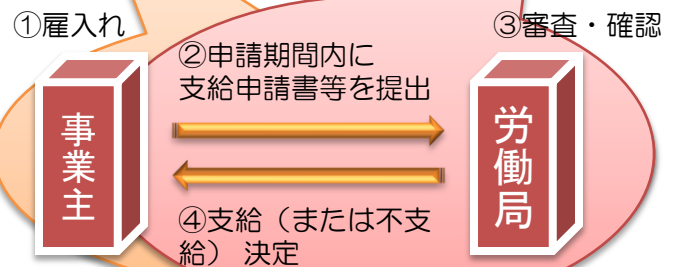
- ①対象労働者を雇い入れます。
- ②対象労働者を雇い入れた日(※)から6か月を経過した日の翌日から起算して1か月以内に必要書類(次ページの「●支給申請書等必要書類」参照)を添えて、事業所の所在地を管轄する労働局に対して助成金の支給申請を行います。
- ③提出された申請書の内容や添付書類について審査します。
- ④適正であると認められる時は助成金の支給を決定し、助成金が支給されます。(第1期)



☆第1期満了後も継続して6か月雇用した場合で、第2期の支給を受けようとする時は再度②~④の申請手続きを行ってください。

※賃金締切日が定められている場合は、雇入れ日の直後の賃金締切日の翌日が助成対象期間の起算日となります。賃金締切日に雇い入れた場合は、雇入れ日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れた場合は雇入れ日が起算日となります。

詳しくは労働局にご相談ください。



！ 注意 ！

○対象労働者が支給対象期の途中で事業主都合で離職した場合は、当該支給対象期について助成金の支給を受けることはできません。

○第1期の支給申請を行っていない場合、第2期の支給申請ができますが、その場合、第1期については受給できません。

○支給申請期間内に特段の理由なく申請を行わなかった場合、原則として支給を受けることができません。

○支給申請書等は、申請事業主の主たる事業所の所在地を管轄する労働局に提出してください。最寄りのハローワークに提出できる場合もありますので、詳細は都道府県労働局にお問い合わせください。

●支給申請書等必要書類

- (1) 建設業離職者雇用開発助成金支給申請書（第1期・第2期）一様式第11号
- (2) 建設業離職者雇用開発助成金対象労働者雇用申告書 一様式第12号
- (3) 添付書類
 - ・賃金台帳
 - ・出勤簿等
 - ・対象労働者の氏名及び年齢が確認できる書類（住民票の写し、運転免許証等）
 - ・対象労働者の職務内容、所属等を明らかにする組織図、辞令等
 - ・雇用契約書又は雇入通知書
 - ・対象労働者の履歴書又は職務経歴書
 - ・（対象労働者が建設事業に従事していた場合）
対象労働者の職務経歴に係る雇入通知書、雇用契約書又は給与等の支払いがわかる書類（複数の事業所で従事した場合は、いずれか1か所の書類で可）
 - ・（対象労働者が建設事業を行っていた事業主である場合）
建設業の許可証、廃業届、所得税申告書等
 - ・事業所規模、事業内容が確認できる書類（登記事項証明書、定款、決算書等（個人事業主の場合は、所得税申告書等））
 - ・（有料・無料職業紹介事業者の紹介により対象労働者を雇い入れた場合）
有料・無料職業紹介事業者の発行した紹介状又は職業紹介証明書

※ 必要に応じてその他の書類の提出又は提示を求められることがありますので、御協力をお願いします。

5 助成額

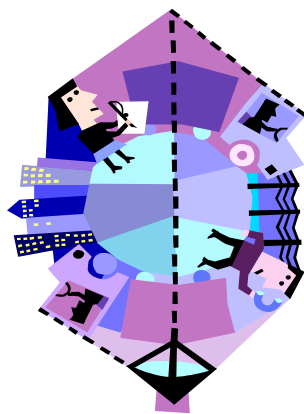
対象労働者に支払われた賃金相当額の一部として、6か月ごとに第1期・第2期の支給対象期間に分けて下表の金額が助成されます。（4 受給のための手続き 参照）

	6か月経過後	12か月経過後	計
中小企業	45万円	45万円	90万円
中小企業 以外の企業	25万円	25万円	50万円

中小企業事業主の範囲

業種分類	常時雇用する労働者	資本又は出資額
小売業（飲食店含む）	50人以下	5,000万円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	300人以下	3億円以下

（業種分類：日本標準産業分類（総務省））



！ 注意 ！

- この助成金は労働者を雇い入れた場合にただちに支給されるものではありません。支給対象期満了後、支給申請を行い、支給決定を受けた場合に支給されるものです。支給申請書等の内容によっては審査に時間がかかることがありますので、あらかじめご了承ください。
また、助成金の支給は口座振り込みで行います。支給決定を通知してから、申請のあった口座に支給されるまでに期間を要する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 本助成金の支給を受けることができる事業主が、対象労働者について、次の助成金等の支給を受けた場合（正規雇用奨励金は、支給を受けることができる場合）には、この助成金は支給されません。（平成22年4月1日現在）

助成金名	支給の有無	助成金名	支給の有無
特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者雇用開発助成金及び特定求職者雇用開発助成金)		発達障害者雇用開発助成金	
		難治性疾患患者雇用開発助成金	
		<small>精神障害者雇用安定奨励金(雇入れに係るものに限る)</small>	
緊急就職支援者雇用開発助成金		訓練等支援給付金	
地域求職者雇用奨励金		職業能力評価推進給付金	
地域再生中小企業創業助成金		地域雇用開発能力開発助成金	
雇用創造先導的創業等奨励金		中小企業雇用創出等能力開発助成金	
地域貢献活動雇用拡大助成金		派遣労働者雇用安定化特別奨励金	
中小企業基盤人材確保助成金		特例子会社等設立促進助成金	
介護基盤人材確保等助成金		<small>障害者就業・生活支援センター設立準備助成金</small>	
介護未経験者確保等助成金		正規雇用奨励金	

- 不正受給は犯罪です。偽りその他の不正行為により支給を受け、または受けようとした場合は、不支給決定または支給決定の取消しが行われ、この場合、すでに支給された助成金については全額の返還（年5%の利息を加算）を求めます。
また、不支給決定または支給決定の取消を受けた日以後3年間は各種助成金を受給できなくなります。特に悪質なケースは、詐欺罪として刑罰に処せられる場合があります。
- 本助成金の支給制度は、行政不服審査法上の不服申立ての対象たる処分性を有しておらず、支給要件に合致して初めて支給するものであるため、不支給又は支給の取消がなされた場合でも、同法に基づく不服申立て、審査請求を行うことはできません。
- この助成金は国の助成金制度の一つですので、受給した事業主については、国の会計検査の対象となることがありますのであらかじめご了承ください。対象となった場合はご協力をお願いいたします。関係書類については、5年間保存整理してしてください。

※詳細は、最寄りの都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)におたずねください。

通信欄